

指定難病の医療費助成制度について

<概要>

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」といい、現在 338 疾病が指定されています。

指定難病は、治療が極めて困難であり、その治療費も高額となるため、一定の基準を満たしている方に対して、指定難病の治療に係る医療費の一部を助成しています。

助成を受けるには、支給認定の申請を行い、静岡県から認定される必要がありますので、このしおりをお読みいただいた上でお早めに手続きをしてください。

<対象者>

島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町に住所を有する者

※ 対象疾病リストの情報等は、『難病情報センター (<http://www.nanbyou.or.jp/>)』を御参照ください。

医療費助成の申請手続き

医療費助成を受けるためには、**静岡県に対して申請**を行い、「支給認定」を受ける必要があります。※県が指定した特定疾患（突発性難聴、橋本病）は別の制度のため必要書類が異なります。

1 必要書類（印鑑持参） ①～⑤は必須、⑥以降は該当する場合に必要

書類名	注意事項
① 支給認定申請書	裏面もありますので、書き忘れに御注意ください。
② 臨床調査個人票	各都道府県の指定医が記載したものに限りです。
③ 健康保険証のコピー※1	患者様の保険証の種類によって、誰のものを提出するかが異なります。P2 の※1 を確認してください。
④ 同意書	法定代理人がいる場合はその方の署名も記入してください。
⑤ 個人番号の確認書類※2 (マイナンバー)	誰の分が必要かは P2 参照を確認してください。
⑥ 領収書もしくは 医療費証明書	(軽症高額申請される方のみ) その疾患に係る医療費総額が 33,330 円を超える月が、申請月を含めて 12 ヶ月以内に 3 回以上ある方。
⑦ 通帳等の写し	(住民税 0 円で非課税収入があり年額が 80 万円未満の方) 通帳の写し等の受け取り金額がわかるもの。 障害年金、遺族年金、障害手当 等
⑧ 所得課税証明書	(被用者保険で住民税非課税の方、もしくは国保組合の方) 4 月～6 月に申請する場合は前年度分、7 月～3 月に申請する場合は当年度分。
⑨ 指定難病、小児慢性特定疾患の受給者証	(家族が認定を受けている場合) 按分の対象となる場合があります。

【マイナンバー利用に係る注意事項】

- ① 情報連携中に不足書類が判明した場合は、後日、追加提出を求められることがあります。
- ② 情報を取得できない場合があります。その場合には、住民票や課税証明書を後日提出していただく可能性がありますのでご了承ください。

※1 患者様の加入されている医療保険の種別により、提出していただく対象者が異なります。

保険の種別	③健康保険証のコピー	⑤個人番号の確認書類
国保 国保組合 後期高齢	同じ住民票上の 世帯の方全員分	同じ住民票上の方で 受診者と同じ保険証の 方全員分
被用者保険	患者様分のみ	患者本人の分 (患者様が被扶養の場合は被保険者の 分も必要)

国保…〇〇市、〇〇町 国保組合…〇〇国民健康保険組合

※2 ⑤個人番号の確認(番号確認・身元確認)のための書類は、窓口に来られる方により異なります。次の区分(A又はB)により提示してください。

A 患者本人又はその家族等が保健所に来所して手続きを行う場合(下記①と②の両方が必要)

①	患者の 個人番号を 確認できる 書類	<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ ・個人番号カード・通知カード ・個人番号の記載のある住民票 ・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
②	患者の 身元を確 認できる 書類 (アからウ のうち いずれか)	ア	<input type="checkbox"/> 個人番号カード
		イ	<input type="checkbox"/> 以下の書類のうち1つ(顔写真の表示があるもの) ・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード等
		ウ	<input type="checkbox"/> ア、イの用意が困難な場合は以下の書類のうち2つ ・公的医療保険の被保険者証・年金手帳・源泉徴収票 ・市町村民税課税(非課税)証明書・納税証明書 ・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書等

B 代理人(法定代理人等の法律上代位権がある者)が保健所に来所して手続きを行う場合(下記①～③の全てが必要)

①	申請者の個人 番号を確認で きる書類	<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ ・個人番号カード又はその写し・通知カード又はその写し ・個人番号の記載のある住民票 ・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
②	代理権を 確認でき る書類	カ <input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ ・委任状(あらかじめ申請者が署名、押印したもの) ・申請者の公的医療保険の被保険者証 ・申請者の個人番号カード
③	代理人の身 元を確認で きる書類 (キ又はクの いずれか)	キ	<input type="checkbox"/> 以下の書類のうち1つ(顔写真の表示があるもの) ・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード等
		ク	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 以下の書類のうち2つ ・公的医療保険の被保険者証・年金手帳・住民票 ・住民票記載事項証明書・源泉徴収票・納税証明書 ・市町村民税課税(非課税)証明書 ・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書等

注意事項

※1 患者様以外の個人番号については、患者様(御家族様)が確認したうえで申請書へ記載していただければ、患者様本人以外の上記の確認書類等は不要です。

※2 患者様本人が18才未満の場合は保護者様の個人番号を確認できる書類が必要です。その際、上記の必要な確認書類は、保護者様のものとなります。

2 申請先

中部健康福祉センター（中部保健所）地域医療課又は榛原分庁舎

3 審査

- ・ 申請内容について、**認定基準に基づいて審査**を行います。
- ・ 審査の結果、**認定できない場合があります。**
- ・ ただし、症状が認定基準に満たない場合でも、その疾患に係る月ごとの医療費総額が 33,330 円を越える月が、年間 3 回以上ある場合は支給の対象となる場合があります。

4 受給者証の交付

- ・ 審査の結果、支給が認定された場合、特定医療費（指定難病）受給者証を郵送します。
- ・ 認定されなかった場合は、その旨の通知を郵送します。

5 受給者証の有効期間

新規に認定された場合…

（1月1日から6月30日までに新規申請した場合）その年の9月30日まで

（7月1日以降12月31日に新規申請した場合）翌年の9月30日まで

更新の場合 ……………毎年10月1日から翌年9月30日まで

【注意事項】

- ・ 医療費助成の対象となるのは**臨床調査個人票の診断日（さかのぼれるのは原則申請日から1ヵ月以内）**からになります。
- ・ 交付には、全ての必要な書類が整った日から、概ね3ヶ月程度かかります。

医療費助成の対象となる医療機関

○医療費助成の対象となるのは、都道府県または政令指定都市が指定する『指定医療機関』（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）です。

どの医療機関が指定されているかについては、静岡県疾病対策課のホームページをご覧ください。

○指定医療機関以外を利用した場合は医療費助成の対象外となります。

<助成対象となる医療の内容>

認定された疾病やその疾病に付随して発現する疾病に対する医療

<医療保険>

- ・ 医療保険の一部負担額
- ・ 院外薬局での保険調剤
- ・ 訪問看護

<介護保険>

- ・（介護予防）訪問看護
- ・（介護予防）訪問リハビリテーション
- ・（介護予防）居宅療養管理費
- ・ 介護療育施設サービス

医療費助成の金額

- 提出された市町村民税県民税課税証明書を基に負担上限月額の階層区分を判定いたします。(下記参照)
- 支給認定された疾病の治療について、医療費の自己負担が3割の方は、2割となります(もともと1割又2割の方はそのまま)。負担上限月額を超えた場合、その月においては、その額を超えた金額は支払う必要はありません。
- 『負担上限月額管理票』は、1ヶ月間の自己負担額の合計額(受診した複数の医療機関の自己負担額の合算)が自己負担上限額を超えないよう管理するものです。特定医療費受給者証に記載されている「医療機関」「薬局」「訪問看護」を利用する場合は、必ず受給者証と一緒に該当月のものを提示し、自己負担額を支払った証明を受けてください。

【自己負担上限月額】

(単位：円)

階層区分	階層区分の基準	原則	高額かつ長期①	人工呼吸器等装着者②
生活保護	—	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 本人年収～80万円まで	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	非課税 (世帯) 本人年収80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税 (所得割額) 7万1千円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	7万1千円～25万1千円未満	20,000	10,000	
上位所得	25万1千円～	30,000	20,000	
入院時の食費		全額自己負担		

① 「高額かつ長期」: 月ごとの医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合

※ 新規申請と同時に申請はできません。受給者証の有効期間内で、年間6回以上ある場合が対象となります。

② 「人工呼吸器等装着者」: 受給している疾病により人工呼吸器、体外式補助人工心臓等を装着しており認定基準に該当する場合

問い合わせ先(平日 午前9時～12時、午後1時～5時)

静岡県中部健康福祉センター(中部保健所)
 地域医療課 藤枝総合庁舎3階⑧窓口
 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1
 TEL: 054-644-9273
 FAX: 054-644-4471

榛原分庁舎
 牧之原市役所榛原庁舎西館内
 〒421-0422 牧之原市静波447-1
 TEL: 0548-22-1151
 FAX: 0548-22-5840